

INFO-MIC サービス会員規約

エムアイシー // M I C (以下「弊社」といいます)は、
「INFO-MIC サービス」会員規約(以下「本規約」といいます)を、以下の通り定めます。
INFO-MIC 会員規約本則

第1条(「INFO-MIC サービス」の種類および内容)

1. 「INFO-MIC サービス」とは、「INFO-MIC 会員規約本則」に添付されている「個別規定 接続サービス」に規定する弊社が提供するインターネット接続サービス、に規定する弊社が提供するインターネット情報提供サービス、および、今後弊社が提供する各種インターネットサービスをいいます。
2. 「会員」とは、前項に定める「INFO-MIC サービス」の何れかを利用する資格を持つをいいます。

第2条(本規約の範囲および変更)

1. 本規約は、「INFO-MIC サービス」の利用に関し、弊社および会員に適用されるものとします。
2. 本「INFO-MIC 会員規約本則」に添付されている個別規定、弊社がその都度ご案内す追加規定、および今後ご提供する「INFO-MIC サービス」の新サービスごとに規定・案内する個別規定は、本規約の一部を構成します。本「INFO-MIC 会員規約本則」と別規定または追加規定が異なる場合には、個別規定または追加規定が優先するものとします。
3. 弊社は、会員の承諾を得ることなく、弊社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約を変更できるものとします。

第3条(入会・会員)

1. 「INFO-MIC サービス」は、会員のみが利用することができるものとします。但し、会員は、入会時に、利用する「INFO-MIC サービス」の内容を選択するものとし、選択したサービスのみを利用できるものとします。入会後に、利用するサービスを変更する場合、弊社が別途指定する手続に従うものとします。
2. 入会希望者は、本「INFO-MIC 会員規約本則」を承認していただいた上で、「INFO-MIC サービス」の各サービス毎に弊社が別途指定する手続に従って「INFO-MIC サービス」の利用を申し込み、弊社がこれに承諾を行った時点で会員となるものとします。
3. 前項に定める申し込みを承諾することに支障があると弊社が判断する場合には、弊社は当該申し込みを承諾しない場合があります。

第4条(変更の届出)

1. 会員は、住所、電話番号、その他弊社に届出ている内容に変更が生じた場合には、弊社が別途指示する方法により、速やかに弊社に届出るものとします。
2. 会員が入会時に登録した氏名は、婚姻による姓の変更等、弊社が承認した場合を除き、一切変更できないものとします。

第5条(退会)

会員は、各個別規定の定めに従って会員が有する「INFO-MIC サービス」の利用資格をすて失った場合に「INFO-MIC サービス」から退会するものとします。

第6条(会員資格の取消)

1. 会員が以下の各号の一に該当する場合、弊社は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の会員資格を取消することができるものとします。
 - (1) 第10条の行為を行った場合。
 - (2) 弊社への申告、届出内容に虚偽があった場合。
 - (3) 料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
 - (4) その他、本規約に違反した場合。
 - (5) その他、会員として不適切と弊社が判断した場合。
2. 前項の規定に従い会員資格が取消された場合、当該会員は、取消の日までに発生した料金等、「INFO-MIC サービス」に関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指する方法で一括して支払うものとします。なお弊社は、既に支払われた料金等を、一切払戻し致しません。

第7条(設備等の準備)

会員は、各「INFO-MIC サービス」を利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、これらに付随して必要となる全ての機器の準備および電話利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入等を、自己の費用と責任において行うものとします。

第8条(サービスの利用)

1. 会員は、本規約およびその他弊社が随時通知する内容に従い、「INFO-MIC サービス」を利用するものとします。
2. 会員は、「INFO-MIC サービス」を通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、弊社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
3. 「INFO-MIC サービス」の利用に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して害を与えた場合、または会員が他の会員もしくは第三者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の費用と責任で解決するものとし、弊社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

第9条(著作権等)

1. 会員は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、「INFO-MIC サービス」を通じて提供されるいかなる情報も、著作権法で定める会員個人の私的使用の範囲外の使用をすることはできません。
2. 会員は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、第三者をして、「INFO-MIC サービス」を通じて提供されるいかなる情報も使用させたり、公開させたりすることはできません。

第10条（禁止事項）

会員は、「INFO-MICサービス」の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1)他の会員、第三者もしくは弊社の著作権、その他の権利を侵害する行為、また侵害する虞のある行為。
- (2)他の会員、第三者もしくは弊社の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害する虞のある行為。
- (3)他の会員、第三者もしくは弊社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらの虞のある行為。
- (4)公序良俗に反する行為もしくはその虞のある行為、または公序良俗に反する情報を他の会員もしくは第三者に提供する行為。
- (5)犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはその虞のある行為。
- (6)事実と反する、またはその虞のある情報を提供する行為。
- (7)選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類似する行為。
- (8)弊社の承認なく、「INFO-MICサービス」を通じて、もしくは「INFO-MICサービス」に関連して営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。
- (9)「INFO-MICサービス」の運営を妨げる行為。
- (10)「INFO-MICサービス」の信用を毀損する行為。
- (11)IDおよびパスワードを不正に使用する行為。
- (12)コンピューターウイルス等有害なプログラムを「INFO-MICサービス」を通じて、または「INFO-MICサービス」に関連して使用し、もしくは提供する行為。
- (13)その他、法令に違反する、または違反する虞のある行為。
- (14)その他、弊社が不適切と判断する行為。

第11条（IDおよびパスワードの管理）

1. 会員は、会員登録手続後に弊社が会員に付与する、IDおよびパスワードの管理責任を負うものとします。
2. 会員は、IDおよびパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはならないものとします。
3. IDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は会員が負うものとし、弊社は一切責任を負いません。
4. 会員は、IDおよびパスワードの盗難があった場合、IDおよびパスワードの失念があった場合、またはIDおよびパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第12条（サービスの提供）

1. 「INFO-MICサービス」の内容は、弊社がその時点で合理的に提供可能なものとします。
2. 弊社は、理由の如何を問わず、会員に事前の通知をすることなく、「INFO-MICサービス」の内容の一部または全部の変更、追加および廃止をすることができます。但し「INFO-MICサービス」の全部を廃止する場合には、弊社が適当と判断する方法で、事前に会員にその旨通知します。
2. 弊社は前項に基づく「INFO-MICサービス」の提供の中止によって生じた会員の損害につき一切責任を負いません。

第13条（弊社設備の修理または復旧）

1. 「INFO-MICサービス」の利用中に会員が弊社の設備またはサービスに異常を発見したときは、会員は会員自身の設備等に故障がないことを確認の上、弊社に修理または旧の旨請求するものとします。
2. 弊社の設備もしくはサービスに障害を生じ、またはその設備が滅失したことを弊社が知ったときは速やかにその設備を修理・復旧するものとします。

第14条（非常事態が発生した場合等の利用制限）

1. 弊社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生する虞があるときは「電気通信事業法」第8条で定める重要通信を確保するため会員に事前に通知することなく、会員に対する「INFO-MICサービス」の提供の全部または一部を中止する措置をとることができるものとします。
2. 弊社は前項に基づく「INFO-MICサービス」の提供の中止によって生じた会員の損害につき一切責任を負いません。

第15条（サービスの中止）

1. 弊社は、前条にて定める法律上の要請の如何に拘らず、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する虞がある場合、弊社のシステムの保守を定期的にもしくは緊急に行う場合、または弊社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合、弊社の判断により「INFO-MICサービス」の運用の全部または一部を中止することができるものとします。
2. 弊社は、前項の規定により「INFO-MICサービス」の運用を中止する場合は、弊社が当と判断する方法で事前に会員にその旨通知します。但し、緊急の場合には、この限りではありません。

第16条（情報の削除）

1. 弊社または弊社が指定した者は、会員が弊社に登録し、インターネット上で提供した情報または文章等が、以下の事項に該当すると判断した場合、会員に通知するとともに、当該情報または文章等を削除することができるものとします。
 - (1)第10条各号の禁止行為を行った場合。
 - (2)「INFO-MICサービス」の保守管理上必要であると弊社が判断した場合。
 - (3)登録、提供された情報または文章等の容量が弊社の機器の所定の記録容量を超過した場合。
 - (4)その他、弊社が削除の必要があると判断した場合。
2. 前項の規定にも拘らず、弊社または弊社が指定した者は、情報の削除義務を負うものではありません。
3. 弊社もしくは弊社が指定した者は、本条の規定に従い情報を削除したこと、または情報を削除しなかったことにより会員もしくは第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。

第17条（免責事項）

1. 弊社は、「INFO-MICサービス」の内容、および会員が「INFO-MICサービス」を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。
2. 「INFO-MICサービス」の提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、「INFO-MICサービス」を通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他「Info-MICサービス」に関連して発生した会員の損害について、弊社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。

第18条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第19条（管轄裁判所）

1. 「INFO-MICサービス」に関連して会員と弊社との間で問題が生じた場合には、会員弊社で誠意をもって協議するものとします。
2. 協議しても解決しない場合、秋田地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

付則この規約は1998年2月22日から実施します。

個別規定：接続サービス

第1条（接続サービス）

「接続サービス」とは、ダイヤルアップによるインターネット接続サービスです。会員の「接続サービス」の利用については、本「個別規定：接続サービス」の他、「Info-MI会員規約本則」の規定が適用されるものとします。「接続サービス」によりご利用になれるサービスの内容、条件その他については、別途ご案内致します。

第2条（アクセスポイント）

「接続サービス」のアクセスポイントは日本国内とし、その他諸条件については、弊社が別途定めるところによるものとします。

第3条（利用申し込み等）

1. 「接続サービス」の利用希望者は、「INFO-MIC会員規約本則」および本「個別規定 接続サービス」の規定を承認したうえで、弊社所定の手続に従って利用登録をするものとします。
かかる利用登録の完了をもって会員と弊社との間に「接続サービス」利用契約が成立するものとします。
2. 会員は、「接続サービス」の利用申し込みおよびその利用にあたって、本個別規定に添付される別表にて弊社が定める入会金および月額使用料等の料金を、別途弊社の定める方法により支払うものとします。「接続サービス」以外の各「INFO-MICサービス」に関する追加規定において追加料金等が定められている場合には、当該料金等も当該追加規定に従って支払うものとします。
3. 弊社は、会員の承諾を得ることなく、弊社が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、前項に定める料金およびその支払い方法等を変更することができます。
4. 弊社は、「接続サービス」利用契約の終了、会員資格の取消、その他理由の如何を問わず、既に支払われた料金等を、一切払戻し致しません。

第4条（法人会員）

1. 法人が会員として「接続サービス」を利用することができます。この場合、会員となった法人（以下「法人会員」）に所属している個人で、法人会員が弊社の別途指定する手続に従って弊社に「接続サービス」利用者として登録した方（以下「登録社員」）が、「接続サービス」を利用できます。
2. 法人会員は、登録社員にかかる料金等を、別途弊社がご案内する方法により、一括して、支払うものとします。
3. 法人会員は、登録社員についての弊社への届出事項に変更が生じた場合には、弊社が別途指示する方法により、速やかに弊社に届出するものとします。
4. 法人会員は、登録社員に「INFO-MIC会員規約本則」もしくは本個別規定を遵守させるものとします。万一登録社員が「INFO-MIC会員規約本則」および本個別規定に違反した場合、弊社は、当該登録社員の登録を抹消し、または法人会員の会員資格を取消することがあります。
5. 登録社員が「接続サービス」の利用に関連して、弊社または第三者に損害を及ぼした場合、法人会員は、弊社または当該第三者に対し、かかる損害を賠償するものとします。

第5条（他の接続サービスの利用）

会員は、「接続サービス」を利用して「INFO-MICサービス」以外のネットワークサービス等に接続する場合には、「INFO-MIC会員規約本則」および本個別規定に従うとともに、続先で定められている規定に従うものとします。

第6条（「接続サービス」利用契約の終了）

1. 会員が、弊社所定の手続に従って、各月の20日までに「接続サービス」の終了を申し入れた場合、当月の末日をもって、「接続サービス」利用契約は終了するものとします。
2. 会員が会員資格を取消された場合、会員の「接続サービス」利用契約は、会員資格の取消と同時に終了するものとします。
3. 「接続サービス」利用契約を終了する会員は、終了の日までに発生する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示に従い、一括して支払うものとします。なお弊社は、既に支払われた料金等を、一切払戻し致しません。

第7条（損害賠償）

1. 弊社の責に帰すべき理由により会員が「接続サービス」を全く利用できない（弊社が「接続サービス」を全く提供しない場合または弊社の設備の障害により会員が「接続サービス」を全く利用できない場合をいい、「INFO-MIC会員規約本則」第14条または15条の定めに従って「INFO-MICサービス」の提供を中止する場合を含まない。以下利用不能という）ために会員に損害が発生した場合、会員による利用が不能となったことを弊社が知った時刻から起算して24時間以上利用不能の状態が継続したときに限り弊社は、利用不能時間数を24で除した商（小数点以下の端数は切り捨て）に当該会員の「接続サービス」の月額の使用料金（基本料金または固定料金）の30分の1を乗じて算出した額を賠償の限度として会員に現実に発生した通常かつ直接の損害の金銭賠償請求に応じるものとします。弊社は、「INFO-MIC会員規約本則」および本個別規定に示的に定める場合を除き、弊社の責に帰すべからざる事由から生じた損害、弊社の予見の有無に拘らず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく会員の損害については責任を負わないものとします。

2. 第一種電気通信事業者または他の電気通信事業者の責に帰すべき事由により、会員が損害を被った場合は、弊社は、会員の請求に基づき当該第一種電気通信事業者または他の電気通信事業者から受領した損害賠償額を限度として損害賠償に応じるものとします。

第8条（技術的事項）

「接続サービス」における基本的な技術的事項は、本個別規定に添付する別表に定めるものとします。

付則この規定は1998年2月2日から実施します。

別表：「INFO-MIC 接続サービス」技術的事項

物理的条件、相互接続回線、電気的特性の条件及び通信手順の種類

サービスの種類	ダイヤルアップ IP 接続サービス	
交換回線	ISDN 回線	アナログ回線
速度品目	64kbps	2.4-56kbps
電気的特性	ITU 勧告 I.431 準拠	ITU 勧告 V.28 V.34 K56flex 準拠
通信手段の手順	TCP/IP, PPP	TCP/IP, PPP